

〔別紙1〕

早生樹モデル林造成事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（6月上旬頃まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → 完了届提出

※事業の完了とは：人工造林、下刈り等の補助事業が完了した日
原則、各作業種の完了ごとに完了届を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. しゅん工検査

6. 補助金の支払い

7. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

○問い合わせ先

【全般】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課
電話0857-26-7305 moridukuri@pref.tottori.jp

○資料提出先⇒各地方事務所

- ・東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 0858-72-3831
- ・中部総合事務所農林局林業振興課 0858-23-3341
- ・西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室 0859-31-9678
- ・西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 0859-72-2021